

宮崎市観光戦略課

令和6年4月17日

インバウンド誘客強化事業（アジア市場）業務委託 に対する質問と回答について

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領6	コンソーシアムによる参加申込について	<ul style="list-style-type: none">・本事業を共同で行うことを目的として複数の事業者により構成された組織（コンソーシアム）を作ることは可能です。・ただし、当該コンソーシアムを構成する事業者は、いずれも「実施要領6 参加資格要件」を満たしている必要があります。
2	仕様書5（1）	実績の提示について	<ul style="list-style-type: none">・「仕様書10 留意事項（4）」に記載のとおり、あらかじめ委託者の承認を受けた場合に限り、受託者は業務の一部を委託することができます。・受託候補者として選定され、本市が再委託を承認した場合にのみ、様式4号及び提案の中において示された当該再委託先の実績についても有効なものとなります。
3	仕様書5（3）	情報発信に係る写真・動画の著作権について	<ul style="list-style-type: none">・情報発信のために撮影した写真・動画等についても、「仕様書9 成果物の権利関係」に記載のとおり著作権は全て宮崎市に帰属します。